

土木建築部における随意契約の実績（令和4年度3／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道事務所	3系1号消化タンク1号汚泥循環ポンプ修繕(宜野湾)	令和4年10月17日	3,850,000	(株)安謝橋電機	沖縄県浦添市西原二丁目1番3号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号	競争入札に付し入札者がいないため、以下の要件を満たす業者2社を選定し、見積を徴収した。 ・令和3・4年度建設工事入札参加資格者名簿に登録されている。 （建設工事の種類は「機械器具設置工事業」） ・過去にポンプの分解整備・修繕の実績がある。	
2	下水道事務所	遠方監視制御設備点検業務委託(那覇)(R4)	令和4年11月1日	3,025,000	(有)沖縄小堀電機	沖縄県浦添市伊祖3丁目1番7号	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	当該監視制御設備を点検するに当たっては、メーカー独自の機器構造や性能並びに点検調整方法を熟知しておく必要がある。また、本点検中に対象設備に不具合が生じた場合、下水処理事業に支障とならないよう迅速な応急措置及び適正部品の緊急手配が必要となる場合がある。 上述の理由から、受注予定者は、次の要件を満たす必要がある。 ①機器不具合発生時に迅速な対応が可能である。②適正部品等を速やかに手配できる。③機器メーカーの協力体制が得られる。④メーカー独自の点検・調整方法の研修を受けた技術者を配置できる。 当該遠方監視制御設備は東芝製で統一されており、上記の条件を満たす業者は、(株)東芝の代理店である(有)沖縄小堀電機のみである。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績（令和4年度3／四半期分）

単位：円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	下水道事務所	6号消化タンク 脱離液引抜管 等調査業務委 託(那覇)	令和4年 11月30日	30,800,000	三菱化工機(株) 沖縄支 店	沖縄県那覇市おもろまち 二丁目5番37号	地方公営企 業法施行令 第21条の14 第1項第2号	消化タンクは汚泥の減量化を図る汚泥処理施設であり、コンクリート躯体のほか、配管、弁類、温水器、破碎機、攪拌機等の特殊な設備の組み合わせによって、汚泥の処理機能が提供されており、那覇浄化センターには計7基が存在している。それらのうち、6号消化タンクはH14年度の供用開始から20年を経過するものであるが、その他の消化タンクと比べると障害による機能停止が頻繁に発生する施設であったため、平成27年度以降、停止してきたところである。(なお、当該6号消化タンク以外のタンクを最大限に有効活用することでプラント全体における汚泥処理の処理能力は確保されている。) 今回、他の消化タンクの改築に際し、6号消化タンクの機能を回復させる必要が生じているものの、停止から長期間を要していること、機能停止前において複合的なトラブルが同時期に発生した経緯等から、運転再開にむけて万全を期す必要が生じている。タンク内部を開放した上で、建設当時の障害の発生状況を元に、他の消化槽との相違点を踏まえた調査を実施するためには、当該施設の建設等に携わった者以外では実施することが不可能であるため、各設備機器設置の工事施工者であり、かつ、メーカーである三菱化工機(株)以外では本業務を実施することができないものとなっている。 以上のことから、当該業務を実施することが可能な唯一の者である三菱化工機(株)の沖縄代理店と特命随意契約を行う	特命随意 契約